

越前焼・陶芸村基本構想策定業務仕様書

1 委託業務名

越前焼・陶芸村基本構想策定業務

2 業務目的

越前焼の価値を発掘し、近年注目されている体験型観光の需要拡大と産地への誘客促進を図るため、産業振興や産業観光といった広い視点で有識者等と議論し、越前焼のブランド力向上と越前陶芸村の活性化につなげる。

3 業務内容

(1) 現状分析・調査

①陶芸村の各施設について下記の点を分析・調査し、とりまとめのうえ提出すること。個別の施設に対して行う調査は、別紙1に記載した施設を対象とする。

サンプル数 現地調査 一般来場者 200 件、
地元関係者 20 件(組合員 10 件、陶ネット 10 件)

オンライン調査 未来場者 500 件

現地調査・その他

ア 陶芸村内の人の流れ

- ・来場者の目的、陶芸村内の導線のとりまとめ
- ・来場者の多い施設と少ない施設の特定およびその要因
- ・陶芸村内各施設間移動の利便性の検証

イ 陶芸村の越前焼産業への効果

- ・陶芸村の各施設による越前焼の魅力普及への効果・課題検証
- ・陶芸村の各施設による越前焼の販売促進への効果・課題検証

ウ 地域の施設や環境との相関性

- ・越前町内の観光施設や丹南伝統工芸産地の施設との人々の往来の状況
- ・上記施設間の往来における陶芸村へのニーズ・課題の把握

エ 施策の推進にかかる先進事例や関係法令

オ 各施設の課題のとりまとめ

- ・各施設の役割が果たされているか、果たされていない場合の課題の特定
- ・来場者および施設管理者の満足度や不満箇所のとりまとめ

オンライン調査

カ 陶芸村未訪問者層（未来場者）への認知・関心度・来訪意向調査

※以下は第２回検討委員会で陶芸村の再整備の必要性が認められた後に実施を予定している調査

キ 施設配置の複数パターンの比較検討

- ・陶芸村ゾーニングパターン別のメリット・デメリット
- ・各パターンにおける費用対効果の検証

ク シンクタンク等を活用して経済効果や入込客数への影響調査結果をとりまとめること

- ②上記①の調査等に当たっては、本業務の意図および目的を十分理解したうえで、適切な技術を持つ担当者を配置すること。
- ③上記①の具体的な手段、方法については当企画提案書にて提案すること。

(２) 検討委員会開催および意見とりまとめ

- ①県および有識者等で構成する、越前焼・陶芸村基本構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を対面またはオンラインにて３回程度開催すること（別紙２スケジュール参照）。

※第１回目は別途、発注者が開催する。

- ②上記①の検討委員会に出席し、議事録を作成するとともに検討委員会の概要、課題をまとめた報告書を毎回提出すること。
- ③検討委員会の開催に当たっては、発注者と定期的な打ち合わせを実施しながら、発注者の指示のもと、議論すべきテーマ設定や会議資料作成すること。また、上記（１）の調査結果や参考となる事例を検討のための参考資料として調製すること。
- ④検討委員会に参画する有識者等（以下「検討委員」という。）については、発注者が指定する１１名程度とする。検討委員の選定・依頼、日程調整は発注者が行うこととし、受託者は、検討委員会に出席した委員に対して、検討委員の指定する口座に１人１回につき２５,０００円の謝礼（座長１名は１回３０,０００円の謝礼）および必要に応じて旅費を支払うこと。
- ⑤④の謝礼・旅費の他、会場費、資料印刷費、出席者のお茶代等検討委員会に必要な経費を支払うこと。なお、支払いに係る振込手数料は受託者の負担とする。
- ⑥検討委員会開催に当たっての発注者と受託者の業務分担については以下のとおりとする。
(発注者の業務)

委員の選定、委員との日程調整・謝礼支払先の確認など連絡調整、構想の草案提示、(委員の意見や調査結果をふまえた) 構想内容のとりまとめ、委員会資料の内容決定(シナリオ・次第・構想案などの内容執筆(受託者の調査とりまとめや提案を引用することを想定))、委員会開催・構想策定のための関係者調整

(受注者の業務)

支払業務全般(委員謝礼や会場費など)、謝礼支払に係る源泉徴収、会場予約(オンラインの場合の会議枠の作成)、会議用資料印刷、構想や委員会資料の作成(資料を作成しての提示)、調査の実施(実施のための関係者調整・連絡を含む)、調査とりまとめ作成、会議議事録の作成、構想冊子の作成、構想概要の作成、そのほか構想を補完する資料の作成

(3) 越前焼・陶芸村基本構想の作成

①上記の検討結果をもとに、次の項目内容による基本構想(概要版・完成版)を作成すること。

【越前焼・陶芸村基本構想】の項目案

(1) 現状と課題

- ・越前焼産業の現状と課題
- ・陶芸村内施設の現状と課題

(2) 方針

- ・越前焼産業および陶芸村の目指すべき方向性
- ・施設整備・運営の基本方針

(3) 事業計画

- ・越前焼産業の振興に向けた取り組み
- ・陶芸村を活用した産業観光の推進

(4) 再整備計画

- ・必要な機能、配置場所(ゾーニング)
- ・再整備による越前焼のブランド力向上や経済的効果の波及
- ・再整備スケジュール

②基本構想の作成にあたっては、発注者の指示のもと、必要に応じて、検討委員およびその他有識者等の指導・助言を得ること。

(4)再整備計画については、受注者から内容の提案を行い、受注者や検討委員との調整を経て内容を決定すること。

4 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日

5 成果品の提出等

- (1) 上記3 (1) の調査結果とりまとめ 電子データ
(ア～カ10月中旬までに キ～ク12月下旬までに)
 - (2) 上記3 (2) の検討会開催概要、議事録概要 電子データ (随時)
 - (3) 構想概要版 電子データ(12月下旬までに)
 - (4) 構想完成版 紙媒体10部および電子データ(2月末までに)
 - (5) 構想簡易版(1枚集約版) 紙媒体10部および電子データ(2月末までに)
 - (6) 各報告書(調査・その他業務) 電子データ (随時)
 - (6) その他関連資料一式 電子データ (随時)
- 作成資料内容および提出日については、その都度、発注者において指示する。

6 業務実施上の留意点

- ・当構想は越前焼および陶芸村の今後の方向性について、検討委員会に図り、策定するものである。第3回検討委員会終了後、構想概要版を策定するものとし、第4回検討委員会終了後に構想完成版を策定すること。
- ・各取組に関する国や県、町の法令、計画と整合性が取れるよう、受注者が発注者に調整や助言をすること。
- ・受注者は、業務着手に先立ち、発注者と協議調整の上、業務工程表を提出すること。また、事業を円滑に進めるため、全体マネジメントを行う責任者を配置するとともに、発注者に対し、業務体制表を提出すること。
- ・当該調査業務の遂行に必要な法的確認・協議・許可申請に関しては、受注者側で必要書類を作成の上、処理すること。また、その経過については書面で発注者に提出すること。
- ・ 成果品や報告書作成に係る経費は委託費に含まれるものとし、受注者が負担する。
- ・成果物を作成する過程で発生する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条および第28条の権利を含む。)は、すべて福井県に帰属する。
- ・ 受注者は、本業務を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、または他の目的に使用してはならない。
- ・ この仕様書の定めのない事項ならびにこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者は速やかに発注者と協議を行うものとする。